生 活 保 護 の し お り

この「しおり」は「生活保護制度」についての説明をしています。

内容について「わからないこと」や「説明をしてもらいたいこと」など

がございましたら、① 窓口 または ② 電話 にて、お気軽に

お問い合わせください。

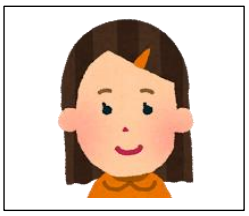

相談の受付時間は、次の通りです。

◇ 月曜日 ～ 金曜日 午前８時３０分 ～ 午後５時００分 ◇

※祝日や年末年始は除きます。

＜ お 問 い 合 わ せ ・ ご 相 談 先 ＞

◇ 吉 川 市 福 祉 事 務 所

（ 吉 川 市 役 所 地 域 福 祉 課 保 護 係 ）

〒３４２－８５０１ 吉 川 市 き よ み 野 一丁目 １ 番地

① 窓 口 ： 市 役 所 １ 階 １ １ 番 窓 口

② 電 話 ： ０ ４ ８ － ９ ８ ２ － ９ ６ ０ ２（ 直 通 ）

※ 本 日 対 応 を し た の は です。

令 和 ６ 年 ５ 月 改 訂

目　　次

○「生活保護とは」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○「自立について」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○「生活保護を利用するまでの流れ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○「生活保護が開始されたら・・・」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

○「生活保護を利用する方の権利と義務」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

○「生活保護費の返還と不正受給」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

○「医療機関や薬局を利用する場合」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

○「介護サービスについて」「担当ケースワーカー」「民生委員」・・・・・・・・・・・１５

生　活　保　護　と　は

病気やケガなどで働けなくなったり、事故にあったりするなど、さまざまな理由をきっかけとして、私たちは生活できなくなることがあります。その時、私たちは「能力や資産の活用」、「周りの人の協力」、「様々な制度の活用」などをすることによって、状況が改善したり、解消したりする場合があります。

しかし、それでも事態が良い方向に向かわず、「生活を維持できなくなる」場合もあります。

生活保護とは、憲法第２５条(生存権の保障)の理念に基づき、生活を維持することが難しくなった世帯に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、「健康で文化的な最低限度の生活を保障」するとともに「世帯が自立した生活を送れるよう支援する」ことを目的とした公的な制度です。

自　　立　　に　　つ　　い　　て

「自立」という言葉を聞くと「経済的な自立」をイメージされる方もいると思います。

しかし、生活保護の場合、必ずしも「経済的な自立」だけを意味するものではありません。

○　生活保護制度における自立とは

「日常生活的な自立」	「経済的な自立」	「社会的な自立」
こころやからだの健康維持や回復に努めるなど、健康や日常生活について、自分で管理を行えるようになること。 	自らの能力を活用し、収入を得ることで、自立した生活を送れるようになること。 	社会的なつながりを維持したり、回復したりすることで、自らが地域社会の一員として、充実した生活を送れるようになること。

生活保護制度の支援とは、上の３つの「自立」を踏まえて、皆さんの事情に合った「自立」とは、どのようなものなのかについて考え、皆さん一人ひとりや世帯にとって必要な支援を行っていきます。

生 活 保 護 を 利 用 す る ま で の 流 れ

生活保護を利用する場合、基本的には次の図のような順を追って、決定に至ります。

① 相 談 → ② 申 請 → ③ 調 査 ・審 査 → ④ 決 定

① 相　談

「生活に困っている」、「生活保護を受けたい」と思っている方は、市役所へご相談ください。相談は市役所の「窓口や電話」ですることができます。

身体的な理由などで、来所が困難な場合は「訪問」による対応もしていますので、ご相談ください。

相談は、概ね以下（１）～（３）の流れで進んでいきます。

～　相 談 の 流 れ　～

（１）お話を伺います。 	「相談に来られたきっかけ」、「生活上のお困りごと」、「生活状況」、「収入・資産状況」、「親族との交流状況」などについて、お話を伺います。プライベートな部分でもありますので、言える範囲でお話しください。

（２）お話を整理し、説明します。 	お話の内容に応じて、生活保護を含め、活用できる制度の案内や説明を行います。 また、生活保護の申請に関する手続きなどについても、この時に説明をします。

（３）お考えなどを伺います。 	「疑問点」や「確認したいこと」、「今後どうしていきたいか」などについて伺います。 話を聞いて「生活保護の申請をしたい」と思った場合は、この時に、申請の意思を示していただいても問題はありません。

② 申　請

原則、生活保護の申請は「本人の意思」に基づいて行われます。

ただし、何らかの事情により、それが難しい場合は、「家族」または「その他同居する親族」により、申請をすることができます。

申請をする時は、原則、申請に関する書類（申請書・同意書・資産申告書・収入申告書など）の提出をしてもらいます。

なお、明らかに急迫した状態の時は、本人からの申請が無くても、保護を開始することがあります。

③－１調　査

申請をした後に「調査」を行います（内容が他人に漏れることはありません）。調査は、申請後１週間以内に行われる「訪問調査」を始めとして、「資産調査」、「病状調査」、「扶養義務調査」などが行われます。

○　生活保護と資産について
生活保護は、「資産・能力・その他あらゆるもの」を「生活維持のため」に優先的に活用することが前提となります。活用できる資産があれば、まずはそれらを活用し、生活費に充ててください。

○　優先的に生活費として活用する主な資産について

（１）現金、預貯金

（２）高価な貴金属、有価証券・・・売却し、活用してください。

（３）土地・家屋・・・保有をしていても申請は出来ます（ただし保護決定後に「売却価値がある」と判断されると、処分指導の対象となる場合があります）。

※居住用不動産については、処分価値と利用価値を比較・検討し、保有が認められる場合があります。

（４）生命保険・・・解約し、その返戻金を活用することが原則となります。

※ただし、「掛け金が少額で貯蓄性がない」、「解約の返戻金額が一定額以下」、「一定額以下の学資保険」など、契約内容によっては、解約せずに保有を認められる場合もあります。

○　自動車やバイクの取扱いについて

自動車やバイク（一定の要件を満たす 125cc 以下を除く）の保有および運転（他人名義も含みます）は、原則認められていません。

※ただし、「病気や障害があり、通院時に必要となる」、「就労などにより 6 か月以内に生活保護から脱却することがほぼ確実で、保有する自動車の処分価値が低い」など、個別の事情によっては、保有や使用が認められる場合もあります。

○　他の制度の活用について

年金や各種手当など、生活保護以外の制度で受けられるものがあれば、優先して受けることになります。（例）公的年金・雇用保険・健康保険・児童手当・児童扶養手当など

○　能力の活用について
働ける方は、その能力に応じて、「収入を得るための活動」をしてください。求職活動をする場合に就労支援などを利用することも可能です。なお、病気や障害、その他の理由で働くことが難しい場合は、医師などの意見を参考に、必要な支援を行います。

○　扶養義務・扶養照会について
親族から援助を受けられる場合は、優先的に援助を受けてください。保護の申請時や開始後は、福祉事務所から定期的に親族に対し、照会を行います。ただし、DV（家庭内暴力）や虐待など、特別な事情がある場合には、照会を見合わせることもあります。 ※ 追記　別添１６ページ参照

③－２ 審　査

様々な調査を基にして、生活保護が利用できるかどうかの審査を行います。生活保護は、世帯全体としての収入額が「最低生活費」という基準の額と比べて、不足している場合に、その不足分を「保護費」として支給するものとなっています。

保護は「世帯」をひとつの単位として行います。同じ住まいに住み、生計も同じ方がいれば、原則、その方も同じ世帯員として判断されます。

○　生活保護を「受けられる場合」と「受けられない場合」について	
「最低生活費」に対して、	「上回る場合」・・・保護の対象外となります。
「収入」が	「下回る場合」・・・保護の対象となります。

○　支給される「保護費」について

※「最低生活費」とは、世帯の状況に応じて計算された**基準額**のこと。

※「収入」とは、世帯員が働いて得た収入、年金・各種手当、親族の仕送りや援助、預貯金、預貯金、保険金、資産の売却益などのこと。

○　結果について

申請をした日から原則「14 日以内（調査に時間を要する場合は最長で３０日以内)」に生活保護の利用が出来るかどうかについて審査をして、その結果について通知をします。

④ 決　定

生活保護の利用が決まった方には、担当のケースワーカーが「自立に向けた支援」を行います。生活保護には８種類の扶助（次ページ）があり、世帯の状況に応じ、国が定める基準により支給します。

○　保護費の支給方法について

保護費は、原則として「毎月５日（５日が土日祝日に当たる場合は、その直前の平日)」に「指定の金融機関」、または「地域福祉課窓口」にて支給をします。

また、住居の契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる「一時的な生活保護費」については、臨時的に支給する場合もあります。

生 活 保 護 が 開 始 さ れ た ら ・ ・ ・

生活保護を利用する方は、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

生 活 扶 助	教 育 扶 助
食費、光熱水費、衣類など、日常生活に必要な費用を個人の年齢や世帯の人数などにより算出し、支給します。	学用品、教材費、給食費など、子どもが義務教育を受けるために必要な費用を支給します。
住 宅 扶 助	**医 療 扶 助**
家賃や地代、住宅の補修などの費用を支給します。家賃を市役所から不動産会社などへ直接振り込む「代理納付」も行っています。	病気やケガの治療で、病院や薬局に支払う費用は、「保険診療の範囲内」であれば、現物給付となるため、原則自己負担は発生しません。 また、眼鏡・装具などの治療材料費などの支給をします。
介 護 扶 助	**出 産 扶 助**
介護認定を受けている方で、介護サービスを受ける場合の自己負担費用は、現物給付となるため、原則的に発生しません。	出産に要する費用を限度額の範囲内で支給します。
生 業 扶 助	**葬 祭 扶 助**
高等学校などの就学費用や就職に役立つ技術や資格などを身につけるための費用を支給します。	世帯員などが亡くなった場合に、必要な葬儀費用などについて支給します。

○　「減額」や「免除」について

生活保護の受給期間中は、「申請」をすることによって、「減額」や「免除」を受けることが出来ます。

「減額」または「免除」の例

・ＮＨＫ放送受信料　　・市県民税　　・固定資産税

・国民年金保険料　　・粗大ごみ　　・住民票などの交付手数料

・自立支援医療の上限負担額

※詳細は担当ケースワーカーに確認してください。

○　加算や一時扶助について

特別な需要のある方に対応する「加算」や「一時扶助」などがあります。

「加算」の例　　妊産婦加算、障害者加算、児童養育加算、母子加算　など

「一時扶助」の例　　被服費、家具什器費、入学準備金　など

○　その他「給付金」について

（１）　就労自立給付金

安定した職業に就いたことにより、保護を必要としなくなった方に対して、「給付金」として、支給できる場合があります。

（２）　進学・就職準備給付金

生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校などに進学、又は就職する場合に支給されます。

生活保護を利用する方の権利と義務

○　権利として保障されること

（1）　正当な理由なく、保護費が減らされたり、生活保護が利用できなくなったりすることはありません。

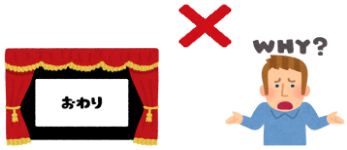

（2）　生活保護費として支給された金品に対して、税金をかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

（3）　生活保護の変更、停止、廃止などは文書で通知する形となります。その決定内容について、不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に埼玉県知事に対して、審査請求をすることができます。

○　義務として守っていただくこと

（1）　生活の維持向上に向けた努力をしてください。

①　働ける方は、「その能力などに応じ」、収入を得るための活動をしてください。

②　適切に家計の管理をしてください。

（2）　支給された保護費のうち、家賃、給食費、教材費は、それぞれの支払いのために支給をしています。その目的のために使用してください。

なお、家賃や給食費は、市役所から相手方に直接振り込む「代理納付制度」があります。

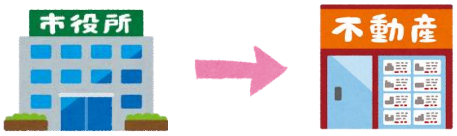

（3）　生活保護法に基づいた「指導や指示」については守ってください。生活保護を正しく利用し、生活することを目的として、市役所から必要な「指導や指示」を行う場合があります。「指導や指示」を受けた場合は、それに従ってください。

○　届け出ていただくこと

生活をしていく中で、下のような状況の変化があった場合は、保護費の調整をする必要が出てきますので、必ず報告のための届け出をしてください。

（１）　世帯の生活状況に変化があったときの例

・家族に変化があったとき

（出生、入学・退学・休学、卒業、結婚、入院・退院、事故、死亡など）

・就職したとき、離職したとき　　・健康保険の資格を取得した、または喪失したとき

・住所や家賃・地代が変更されるとき　・帰省などで家を長期間留守にするとき

・生命保険の加入・解約・名義変更をしたとき

・その他、生活状況に大きな変化があったとき

（２）　収入に変化があったときの例

・毎月の給与を受け取った時や賞与収入があったとき

・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

・年金などの公的な手当てがあったとき　・交通事故の慰謝料や補償金などがあったとき

・不動産など資産の売却益があったとき　・債務整理による過払金があったとき

・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

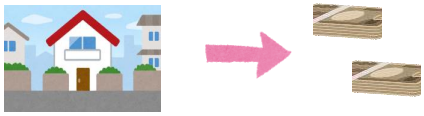

【 重 要 】（１）と（２）の記載は一例であり、**<u>収入はすべて申告が必要</u>**となります。

※正しく収入の申告を行えば、以下(次ページ)のような「控除」を受けられたり、「収入として認定しない取り扱い」を受けられたりすることが出来ます。

○　就労収入に対する控除の例
（１）基礎控除　就労収入がある場合、給与総額に応じ、一定額を控除。 **（２）２０歳未満控除**　２０歳未満が就労をした場合、基礎控除のほかに一定額を控除。 **（３）その他の必要経費**　社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費を控除。

○　高校生のアルバイト収入について
高校生のアルバイト収入のうち、「授業料の不足分」や「修学旅行費」、「学習塾代」、「大学や専門学校の入学金」などに充てる場合は、収入として認定しない取り扱いも出来ます**（※ただし、必ず事前に担当ケースワーカーと相談してください）**。

【重要】その他、自立更生に充てられると認められるものについても、収入として認定しない取り扱いが出来る場合もありますので、収入申告をするときに相談してください。

生活保護費の返還と不正受給

差し迫った事情により、「資力などがありながら生活保護を受けた場合」や「収入があるのに申告しなかったり、実際の収入額と違う申告などを行い、保護費を多く受け取ったりした場合」は、保護費の返還をしていただくこととなります。

○　保護費の返還の例	
・不動産（土地・家屋）などが売れたとき	・保険給付金や還付金などを受け取ったとき
・各種年金や手当などを遡って受け取ったとき	・交通事故などで生じた示談金や補償金などを受け取ったとき

※不正な手段で保護を受けた場合は、支給額の全額または一部を徴収します。

また、不正受給をした場合は、懲役または罰金に処せられることがあります。

医 療 機 関 や 薬 局 を 利 用 す る 場 合

病気やケガの場合は市役所で、医療券や調剤券を受け取ってから治療を受けてください。

※やむを得ず、市役所へ来られない方は、郵送対応も出来ますので、ご相談ください。

用紙を貰う場所	利用する場所	提出する用紙	提出する場所
市役所窓口	医療機関	医療券	医療機関窓口
	薬局	調剤券	薬局窓口

◇ よ く あ る 質 問 ◇

Ｑ１	医療券や調剤券は １回出せばいいの？ 	Ａ１	医療券や調剤券は「月ごとに提出」をする必要があります。
Ｑ２	病院や薬局って、 どこに行ってもいいの？ 	Ａ２	生活保護法で指定する「医療機関」や「薬局」を利用してください。 指定されていない「医療機関」や「薬局」を利用した場合は、原則として、全額自己負担となります。
Ｑ３	土日祝日とか夜間とか、 突発的に病院などに 行かなければならない場合は どうするの？ 	Ａ３	緊急（休日や夜間など）で医療機関などを利用する場合は、生活保護を受給中であることを説明し、「生活保護受給証」を窓口で見せてください。 後日、市役所で医療券や調剤券を貰い、医療機関などに提出をしてください。

Ｑ４	通院時の交通費は、 どのような取り扱いに なるの？ 	Ａ４	移送費（通院交通費）は、実費が支給されます。 移送費を申請する場合は、「保護変更申請書」と「領収書（の写し）」が必要となりますので、窓口に提出をしてください。 ただし、タクシー代については、主治医の要否意見書が必要となりますので、必ず事前に担当ケースワーカーに相談をしてください。
Ｑ５	健康保険（＝社会保険）に加入をしているんだけど、 どのような取り扱いに なるの？ 	Ａ５	健康保険は、保護開始後もその保険証が使えますので、事前に担当ケースワーカーへ相談してください。 また、新たな健康保険に加入した後に、保険証が交付された場合も、必ず市役所に届け出をしてください。

◇　補 足１　◇

※処方される薬は、原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）が調剤されます。

◇　補 足２　◇

【 重 要 】以下のような場合は、**必ず事前に担当ケースワーカーに相談**してください。

（１）柔道整復、あんま、マッサージ、鍼・灸の治療を受ける場合

（２）メガネやコルセットなどを購入する場合

介　護　サ　ー　ビ　ス　に　つ　い　て

（１）介護サービスを受ける場合は、原則として、要介護認定を受ける必要があります。

事前に長寿支援課にて申請手続きを行ってください。

（２）介護サービスを受ける場合は、介護保険証、ケアプランの写しなどの提出が必要です。

※詳しくは担当ケースワーカーやケアマネジャーなどに相談してください。

民　　生　　委　　員

民生委員は、身近な相談役として、地域の中から選ばれ、担当のエリアで皆さんが安心して暮らせるよう、市役所と連携して、見守り・相談などを行っています。

何かお困りごとがある場合には、お近くの民生委員にも相談してください。

あなたの地区の民生委員は　　さんです。

担　当　ケ　ー　ス　ワ　ー　カ　ー

担当ケースワーカーは、世帯の状況把握や相談・支援をするために定期的に家庭訪問をしています。また、生活保護の決定に必要な調査なども行っています。

皆さんの生活の維持・向上、その他生活面でのお困りごとなどについては、担当のケースワーカーに相談をしてください。相談内容の秘密は守られます。

あなたの担当ケースワーカーは　　です。

※「保護のしおり」について、分からないことや相談したいことがございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。

別添

<扶 養 照 会 に つ い て>

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。

扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会はおこないませんので、お申し出ください。

（扶養義務の履行が期待できない方の例）

・生活保護を受けている方、福祉施設入所の方や長期入院中の方

・概ね 70 歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方

・特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方

・交流が断絶している方（例えば１０年程度音信不通など）

（扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例）

・家庭内暴力を受けて逃げている相手

・過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

○吉川市福祉事務所
生活保護のご相談・申請
窓口（市役所11番窓口）
吉川市役所
地域福祉課　保護係
０４８-９８２-９６０２